

裁 決 書

審査請求人

〇〇市

〇〇 〇〇

処分庁（実施機関）

坂井市議会議長 前田 嘉彦

審査請求人が令和4年2月10日に提起した、処分庁による公文書部分開示決定処分に係る審査請求（令和3年度第1号事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和3年12月20日、審査請求人が坂井市議会議長（以下「実施機関」という。）に対して、坂井市情報公開条例（平成18年坂井市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項に基づき、令和3年12月定例会の議会運営委員会（1月16日）及び総務常任委員会（12月14日）の会議録（以下「会議録」という。）の電子データ及び録音データをそれぞれ開示請求した。
- 2 令和4年1月4日、実施機関は審査請求人に対し、情報公開条例第7条第1項第2号及び第6号に規定する非開示情報に該当する部分を非開示、会議録の電子データ及び録音データを文書不存在とし、その他の部分を紙媒体にて開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を、議会における坂井市情報公開条例の施行に関する規程（平成18年坂井市議会告示第1号）第1条に基づき、議会運営委員会に諮ったうえで行った。
- 3 令和4年2月10日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分のうち、電子データ及び録音データを文書不存在とした決定に不服があるとして、電子データ及び録音データの開示を求める審査請求を実施機関に対して行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 会議録の電子データは、情報公開条例第2条第2号に規定する「議会が職務上作成しあるいは取得した文書あるいは電磁的記録」に該当するものである。また、署名の有無は公文書であるかの是非とは無関係であり、文書の内容に影響を及ぼすものでもないため、公文書として開示されるべきである。
- (2) 録音データは、委員会の会議録原案を作成する参考資料として、実施機関が会議内容を録音しているものである。ICレコーダー等の市議会が所有する録音機器を使用して録音していることから、これらは職務上の理由で作成されたものであり、公文書性を満たしていると言える。このように作成された録音データを組織的なものとして取り扱っていないこと自体が誤りである。また、会議録の正確性及び信頼性を保持するためにも、録音データは開示されるべきであり、また、一定期間保存されるべきものである。
- (3) 実施機関は、弁明書において「委員会の会議録については、概要の記載で足り、全文記録などは求められていない。なお、記録には、委員長の署名又は記名押印が必要とされている。」と記載しているが、実際の会議録は録音データから作成され、一言一句に近い形で残されているため、概要と言えない。委員会条例第30条「会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録」の規定に反しているのではないか。
- (4) 実施機関は、弁明書において「委員会の記録媒体を紙にするか電磁的記録にするかどうかは、議会の裁量に任されている」と述べているが、法的根拠はあるのか。
- (5) 傍聴が可能な会議は、内容が全て聞き取れるよう設備が整えられているため、その録音データは全て開示すればよいのではないか。
- (6) 会議録を紙媒体ではなく、電子データで受け取ることができれば、開示請求に要する印刷費用もかからず、文書内検索も容易であり、また録音データについては、通勤や家事等の合間に聞くこともでき、利便性が向上する。
- (7) 以上のことから、会議録の電子データ及び録音データを不存在であるとした本件処分は、市民の知る権利を妨げており、情報公開条例に反し違法である。

2 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 会議録の作成事務は担当職員が行っており、便宜上、ICレコーダー等の実施機関が所有する録音機器を使用して録音している。職員は、録音機器を用いて記録した録音データを参考に、会議録原案を作成し、文書を起案している。起案文書には、作成後の会議録原案が添付され、録音データは添付されていない。紙媒体の委員会会議録について、委員長の署名後に、議長が決裁し、署名の入った委員会会議録は、坂井市文書管理規程（平成18年坂井市訓令第5号）に基づき公文書として10年間保存しており、録音データは決裁後、適宜、職員が抹消している。

なお、会議録案の作成にあたり、録音データは、担当職員のみがアクセスできる個人用データフォルダ内に保管され、データを抹消するまでの間も、担当職員以外は利用できない。

- (2) 審査請求人が求める委員会の会議録について、坂井市議会委員会条例（平成18年坂井市条例第192号。以下「委員会条例」という。）第30条では、署名や記名押印を求めていることから、紙媒体で作成することを前提にしている。また、委員会の記録媒体を紙にするか電磁的記録にするかどうかは、議会の裁量に任されており、当議会では、紙媒体に委員長の署名をしたものを委員会の会議録としている。このため、審査請求人が求めるような電磁的記録媒体の「会議録の電子データ」は存在しない。

本件処分については、「会議録の電子データ」は存在しないため、文書不存在とし、委員会の会議内容を確認したいという開示請求の目的に鑑み、紙媒体の会議録の写しについて、情報公開条例で定める非開示情報に該当する部分を黒塗り処理したうえで、部分開示とした。

- (3) 委員会の会議録原案を作成する参考資料として、担当職員が録音データを使用しているが、あくまでも個人的なメモとしての使用である。録音データは、会議録の決裁にも添付しておらず、決裁後には、適宜、担当職員が個人の判断でデータを抹消している実態に鑑みても、担当職員が記録した録音データは、組織的利用は行っておらず、会議録原案を作成するために、個人が補助的手段として使用するメモに相当するといふべきであり、情報公開条例第2条に定める「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としての公文書には該当しない。よって、本件処分においては、録音データについても文書不存在とした。

理 由

本件の審査請求に対して、坂井市情報公開審査会の答申の内容を尊重しつつ再度の検討を重ねた結果、実施機関の主張を認め、主文のとおり棄却とした。

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 委員会の会議録について

委員会条例において、「委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

（第30条第1項）」、「前項の記録は、議長が保管する。（第30条第2項）」とされている。

(2) 公文書の定義について

情報公開条例において、「公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム等及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（第2条第2号）」とされている。

(3) 非開示情報について

情報公開条例において、次のように規定されている。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報であつて、当該個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～オ (略)

(3) (略)

(4) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) (略)

(6) 開示することにより、個人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防又は捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 電磁的記録の開示方法について

坂井市情報公開条例施行規則（平成18年坂井市規則第12号）において、次のように規定されている。

第7条 条例第13条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 市長が保有する機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はそれを複製したものの閲覧又は交付

(2) 市長が保有する機器及びプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録又は当該電磁的記録を複製したものを再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製して交付することが容易である場合は、当該電磁的記録の開示は、その複製したものの交付により行うことができる。

3 前項の規定による電磁的記録を複製したものの交付は、当該電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。

(5) 議会の情報公開について

情報公開条例において、議会は実施機関のひとつとして位置づけられており、情報公開条例の適用を受ける（第2条）。また、議会における坂井市情報公開条例の施行に関する規程においては、「坂井市情報公開条例に基づく議会の公文書の開示決定の処分等は、議長がこれを行うものとする。ただし、請求のあった文書の全部

又は一部を開示しない場合は、議会運営委員会に諮り、これを行うものとする。(第1条)」とされている。

2 本件処分について

(1) 本件会議録の電磁的記録について

委員会条例に「委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。(第30条)」と規定されており、実施機関が公文書として取り扱う会議録は、署名又は記名押印がなされた紙媒体と判断できる。なお、委員会の記録媒体を紙にするか電磁的記録にするかについては、法令、条例等に規定はないため、法令の趣旨に沿う範囲で実施機関の判断に委ねられていると言える。

また、現在の坂井市の情報公開条例において、公文書の開示は、紙媒体又は電磁的記録での開示としており、用紙に出力することができる電磁的記録は、紙媒体にて開示する規定とされているため、会議録の電子化の有無に関わらず、電磁的記録での開示がなされないことについて、問題はないと考える。

(2) 本件録音データについて

本件録音データは、実施機関の主張のとおり、一時的に保存されていたが、審査請求人より開示請求があった時点では、既に会議録を作成し、廃棄済みであったことから、文書不存在とした判断は、妥当なものである。

(3) 録音データの公文書該当性について

本件録音データについては、実施機関の主張を「作成又は取得の状況」、「利用の状況」及び「保存又は廃棄の状況」から整理すると、あくまでも担当職員だけが使用する補助的な個人のメモであり、起案文書にも添付されておらず、担当職員個人の判断で削除できるものである。そのため、公文書の定義の要件とされる「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」には該当しないものであり、本件録音データは廃棄前に開示請求があった場合においても、公文書ではないと考える。

(4) 本件処分におけるその他事項について

実施機関は本件処分において、会議録中「防犯カメラの設置場所の詳細についての発言箇所」及び「委員長の署名」について、情報公開条例に規定する非開示情報に該当するとしている。

会議録中の「防犯カメラの設置場所の詳細についての発言箇所」については、設置場所の詳細な位置を開示することによって、犯罪の予防又は捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれもあると考えられるため、情報公開条例第7条第1項第6号に規定する非開示情報に該当するとした判断は、妥当である。

会議録の「委員長の署名」については、個人の署名は、実印等の印影と同様に、契約行為等でも用いるものであり、それらが広く拡散されることは、悪用される可能性も否定できないため、これを情報公開条例第7条第1項第2号に規定する非開

示情報に該当するとした判断についても、妥当である。

審査請求人は、これらの非開示情報について、傍聴が可能な会議の会議録であるため、全部開示が適当ではないかと主張しているが、本件に係る会議の傍聴の状況については、坂井市議会傍聴規則（平成18年坂井市議会規則第2号。以下「傍聴規則」という。）において「傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し又は録音等をしてはならない。（第8条）」と規定されており、その場での傍聴は認められているものの、傍聴人には一定の制限が課されている。

傍聴人の録音等が認められた場合、録音した音声をさまざまな場面で再生することが可能となるだけでなく、複製やインターネット上で公開することも容易であることから、会議における議員の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、傍聴規則において録音を禁止しており、会議録の非開示情報については、会議当日に傍聴していれば、知り得ることができる情報ではあるが、情報公開請求時には、法令等の趣旨を踏まえると、開示することは適当ではない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年9月21日

審査庁 坂井市議会議長 前田 嘉彦

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできません。